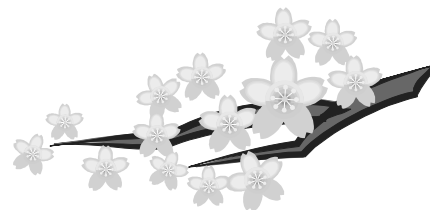


# 町からのお知らせ



## 興部消防団からのお知らせ

令和5年度興部消防団連合消防演習を下記のとおり実施します。

◎日 時 5月28日(日曜日) 9:00~

- 場 所
- ・屋外会場 ジョイパーク(雨天時 トレーニングセンター)
  - ・模擬火災訓練 興部町中央公民館付近(下記図面参照)
  - ・分列行進 興部消防会館~賀寿当前
  - ・屋内会場 興部町中央公民館

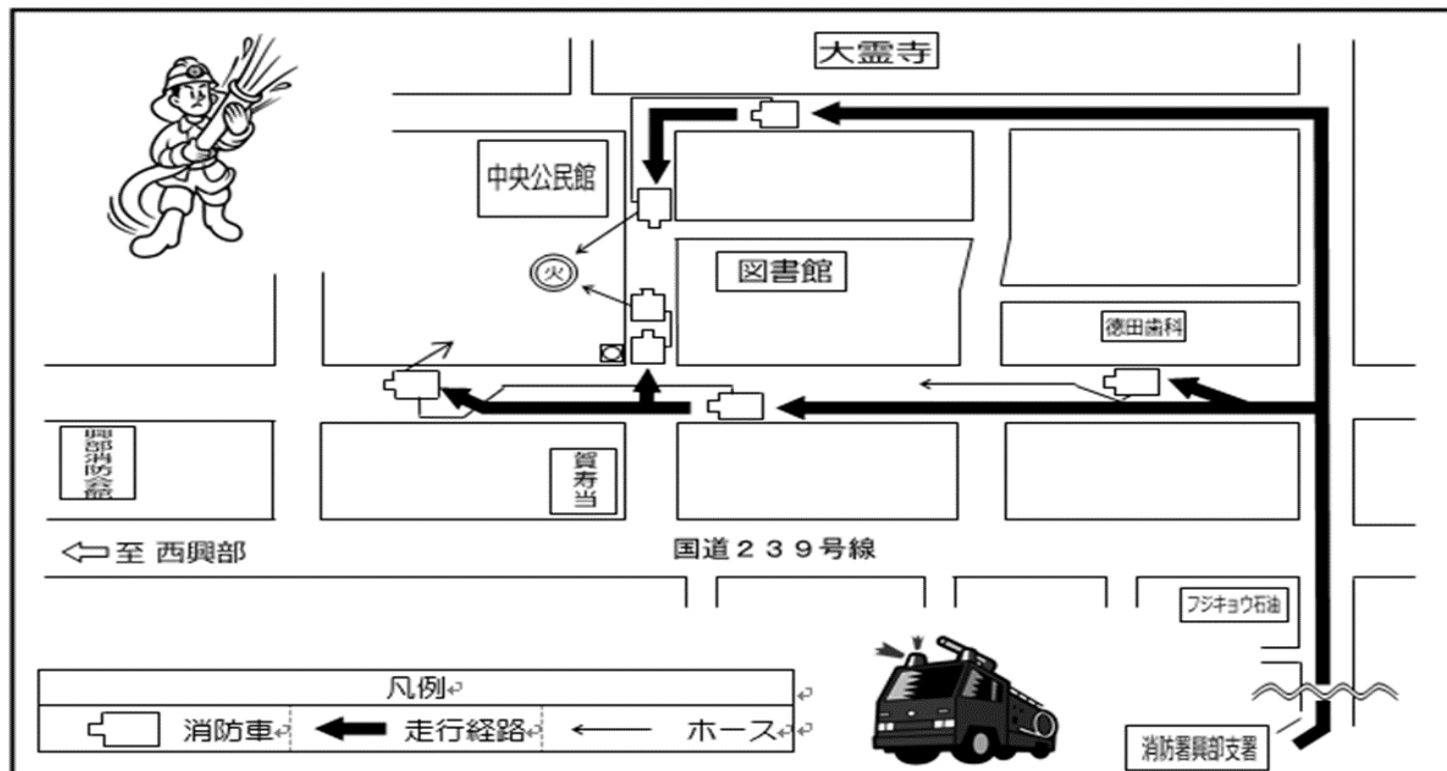
○下記の時間にサイレンを吹鳴いたします

- ・消防団員招集サイレン 8:15(興部地区)
- 8:00(沙留地区・宇津地区)
- ・模擬火災訓練サイレン 10:00前後(興部地区)

模擬火災訓練時には消防車がサイレンを吹鳴して興部市街を走行し、興部町中央公民館付近で放水を行います。

興部消防団でも十分に気をつけて訓練を行いますが、付近住民の方々におかれましても、洗濯物や子供の道路への飛び出し等に気をつけて下さい。

また、模擬火災訓練時は、訓練の妨げとなりますので、周辺での駐車はご遠慮下さいますようお願い致します。



■お問合せ 紋別地区消防組合 興部消防団・消防署興部支署 Tel82-2136

## 興部町商工会よりお詫びと訂正

4月17日~5月1日の間に商品券をお買上の方にお渡しした「買夢バック賞5月分」の抽選券(半券)に誤記がありましたので、訂正しお詫び申し上げます。

- ・誤 ⇒ 「広報おこっぺ」令和5年5月号内
- ・正 ⇒ 「広報おこっぺ」令和5年6月号内

お手持ちの抽選番号はそのまま有効です。「買夢バック賞5月分」の抽選結果は従来通り「広報おこっぺ」6月号に掲載されますのでよろしくお願い致します。

※ご不明な点等がありましたら、興部町商工会までお問い合わせください。

■お問合せ 興部町商工会 Tel82-2217

## 身体障がい者・精神障がい者に対する 令和5年度軽自動車税種別割の減免について

障がい者またはその方と生計を同一にする方が所有する軽自動車で、障がい者本人が運転する車または、生計を同一にする方がもっぱら障がい者のために運転(通学、通院、通所または生業)する車については、軽自動車の課税免除(減免)の適用が受けられます。(ただし一人の障がい者について普通自動車も含めて1台とし、事業用車を除きます)

○減免に該当する障がいの該当者については、「町からのお知らせ5月1日号」をご覧になるか、下記担当までお問い合わせください。

○手続きに必要なもの ①運転免許証 ②身体障害者手帳、戦傷病手帳または療育手帳等 ③印鑑 ④令和5年度軽自動車税種別割納税通知書 ⑤自動車車検証

○減免の手続き

上記に該当し減免を受けようとする方は、令和5年度軽自動車税種別割納税通知書が到着しだい **5月31日(水曜日)** までに、税務財政課税務係または沙留出張所に申請書を提出してください。(なお、申請書は税務財政課税務係および沙留出張所にあります。)

※昨年度、減免決定となった方につきましても、減免申請が必要となりますのでご注意願います。

■お問合せ 税務財政課 税務係 Tel82-2550

## 広域紋別病院精神科巡回診療について

診療日時 6月7日(水曜日) 14:00~

場 所 きらり 診察室

予約受付 月曜日~金曜日 9:00~17:00 (診療日の前週金曜日までに予約)

■ご予約・お問合せ 広域紋別病院 Tel0158-28-6610

## 児童手当「現況届」について

現況届は、児童手当を受給している方が、引き続き児童手当を受け取る資格を満たしているかどうかを令和5年6月1日現在で確認するためのものです。

2022年（令和4年）度から児童手当制度の一部変更に伴い、現況届は一部の方を除き提出不要になりました。

なお、今年度は6月1日時点の児童手当受給者の方へ「現況届 省略のご案内」または「現況届（児童手当更新手続きのお知らせ）」を送付します。

### 1. 「現況届 省略のご案内」が届いた方

「現況届 省略のご案内」が届いた方は、令和5年度の現況届の提出は不要です。提出不要のため、現況届の用紙は送付していません。

### 2. 「現況届（児童手当更新手続きのお知らせ）」が届いた方

「現況届（児童手当更新手続きのお知らせ）」が届いた方は、現況届の提出が必要です。

### ○提出必要な対象者

以下に該当する方は、令和5年6月分以降の児童手当を受給するために、現況届の提出が必要です。

※「現況届 省略のご案内」が届いた方で、以下に該当する方も現況届の提出が必要なので、お問合せ先まで連絡ください。

- ・児童と住民票上別居されている方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・配偶者からの暴力等により住民票の所在地が興部町と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・法人である未成年後見人
- ・施設等の受給者の方
- ・その他提出の案内があった方

※現況届の提出がないと、令和5年6月分以降（令和5年10月支払い分から）の児童手当を受給できなくなりますので、必ず提出をお願いします。

### ○受付期間および場所

6月1日（木曜日）～6月30日（金曜日）まで  
福祉保健総合センター「きらり」・沙留公民館

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

## 「特設人権相談所」の開設のお知らせ

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として啓発活動等に取り組んでおります。

本年も下記のとおり「特設人権相談所」を開設いたします。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談下さい。

◎と き 6月1日（木曜日）13:00～15:00  
（予約制ではありませんので、直接お越しください。）

○ところ 興部町中央公民館 託児室

☆たとえば、このようなことは人権擁護委員へ

- ・近隣関係のいざこざ。
- ・土地、建物、金銭貸借。
- ・結婚を妨害されたり、離婚を強要されたとき。
- ・その他、お困りごとはご相談ください。

「わたしたちの街の人権擁護委員です」

氏名	住所
田中啓一	仲町
日下理恵	沙留北浜町
渡辺慈晴	旭町



■お問合せ 旭川地方法務局 紋別支局 Tel0158-23-2521  
興部町役場住民課 戸籍年金係 Tel82-2164

## ひまわり基金法律事務所無料法律相談（事前予約制）のお知らせ

紋別市に開設されております「ひまわり基金法律事務所」では、興部町において毎月1回の無料法律相談を実施しています。

もし身近に法律に関する問題がありましたら、この機会に相談してみたいかどうか。是非お気軽にお申し込みください。

◎日 時 6月6日（火曜日） 10:00～12:00（一人30分程度を予定）

○場 所 福祉保健総合センター「きらり」

○相談内容 法律相談全般  
（例 多重債務・離婚・交通事故・相隣関係・借地借家・相続・刑事事件・犯罪被害者他）

○事前予約 相談には『事前予約』が必要となります。（前日の17:00までに連絡）  
予約状況によっては予約の受付ができない場合があります。

○相談担当 紋別ひまわり基金法律事務所 弁護士 宮下 尚也

■電話予約 紋別ひまわり基金法律事務所 Tel0158-26-2277